

## 平成20年度第1回市原市保健福祉懇話会議事録

1. 会議の名称 平成20年度第1回市原市保健福祉懇話会
2. 開催日時 平成20年8月26日(火)午後2時から同3時40分まで
3. 場所 市原市 You ホール 2階 第4・第5会議室
4. 委員【出席委員】

潤間丈助委員、長谷川静雄委員、大野裕久委員、井口昌樹委員、志村淳子委員、林輝美委員、切替裕委員、荒井猛委員、宮内盈義委員、佐藤通安委員、池田良久委員、林壽美子委員、大日向邦子委員、西山晴彦委員、斉藤富士夫委員、鬼島正和委員、竹原厚三郎委員、櫻井明美委員

【欠席委員】

安藤和夫委員、小出貢二委員、林伸治委員、渋谷哲委員、近江眞理子委員、

【事務局】

保健福祉部： 星野部長、鹿島次長(兼)保健福祉課長  
保健福祉課： 山方主幹、小松グループリーダー、高澤主任  
高齢者支援課： 鶴岡課長、柄沢グループリーダー、田中主査、佐久間副主査

子育て支援部： 木村部長、何木次長(兼)子ども福祉課長  
子ども福祉課： 渡邊主幹  
保育課： 藤本課長、深山グループリーダー
5. 議題 (1) 会長及び副会長の選出について  
(2) 市原市保健福祉懇話会設置要綱の改正について  
(3) 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の策定について  
(4) 民間保育所設置運営者の選定について  
(5) その他
6. 議事の概要 (1) 会長に潤間丈助委員が、副会長に荒井猛委員が選出された。  
(2) 市原市保健福祉懇話会設置要綱の改正について、了承された。  
(3) 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)の策定について、了承された。  
高齢者保健福祉専門部会の設置が了承された。  
(4) 民間保育所設置運営者の選定について、了承された。  
(5) その他として、会議録の承認を斉藤富士夫委員及び櫻井明美委員に依頼した。
7. 議事経過 別紙のとおり

# 平成20年度第1回市原市保健福祉懇話会

## 議 事 経 過

### ○事務局（鹿島次長）

本日は、御多忙の中、市原市保健福祉懇話会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、平素より保健福祉行政に御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。申し遅れましたが、私は本日の進行を務めさせていただきます保健福祉部次長の鹿島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に基づき、始めに委嘱状の交付をさせていただきます。

これから、委員の皆様方のお席まで時計まわりに伺わせていただきますので、お名前を呼ばれましたら御起立願います。よろしくお願いいたします。

只今、17名の皆様に委嘱状を交付させていただきましたが、このほか、安藤和夫様、小出貢二様、林伸治様、渋谷哲様、近江眞理子様にも委員を委嘱しております。

池田様は若干遅れて出席されるという連絡がございました。

また、他の5名の方は本日、御都合により欠席でございます。

### ○事務局（鹿島次長）

それではここで、佐久間市長から御挨拶を申し上げます。

### ○佐久間隆義市長

皆様、お忙しいところ市原市保健福祉懇話会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃から、本市の保健福祉行政に御協力いただきまして、かさねがさねお礼申し上げます。

本日の市原市保健福祉懇話会は、高齢化・少子化等に対応した保健福祉施策の計画的、かつ、総合的な推進について、庁外から幅広く意見を求めるため、平成9年度に設置したものです。

本懇話会からは、これまでも市原市障がい者基本計画、市原市高齢者保健福祉計画、市原市次世代育成支援行動計画、健康いちほら21等の策定に際し、貴重な御意見・御提言をいただいております。

本年度においても、市では、第5次市原市高齢者保健福祉計画の策定を予定しているとともに、子育ての分野でも、五井周辺地域及び市津ちはら台周辺地域で、現在、民間保育所運営者を募集しているところですので、その選定にあたって、皆様の御意見をいただき、子どもから高齢者まで暮らしやすい「いちほら」を目指していきたいので、貴重な御意見

をいただけるようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○事務局（鹿島次長）

以上をもちまして委嘱状交付式を終了させていただきます。

なお、市長は他にも公務がございますため、これをもちまして退席させていただきますので、御了承をお願いいたします。

佐藤委員につきまして、他の会議がございまして、退席させていただくということでご了解いただきたいと思います。

委員の皆様に申し上げます。本日の平成20年度第1回市原市保健福祉懇話会では、傍聴を希望されている方がいらっしゃいます。

「市原市附属機関等の会議の公開に関する要領」第6第1項に基づきまして、手続きをさせていただきます。

希望をされている方、お二方いらっしゃいますけれども、ただ今1名いらっしゃいますので、入室していただきます。

傍聴される方に申し上げます。先ほど受付にてお渡しいたしました傍聴要領に記載されている事項をお守りいただきまして、傍聴なされるようお願いいたします。

それでは、ただ今から、平成20年度第1回市原市保健福祉懇話会を開会させていただきます。

初めに、本日出席しております事務局の職員を紹介させていただきます。

星野保健福祉部長でございます。

鶴岡高齢者支援課長でございます。

柄沢高齢者支援課グループリーダーでございます。

木村子育て支援部長でございます。

何木子育て支援部次長でございます。

子ども福祉課渡邊主幹でございます。

藤本保育課長でございます。

深山保育課グループリーダーでございます。

そして私、先ほど紹介させていただきましたけれども、保健福祉部次長の鹿島でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日配布しましたのは5点でございますが、1点目は、保健福祉懇話会会議次第でございます。続きまして、委員名簿でございます。続きまして、保健福祉懇話会設置要綱と設置要綱の新旧対照表でございます。4点目が、「第5次高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画）の策定に関する取組方針」でございます。5点目が「民間保育所設置運営

者の選定に係る取組方針」でございます。最後に、五井周辺、市津周辺・ちはら台周辺の地図でございます。先ほど5点と申し上げましたが、以上6点でございます。皆様そろっておいででしょうか。

それでは、そろっているようですので、次第に基づきまして、進めさせていただきますが、委嘱後初の懇話会でございます。そういうことで、会長が選出されておられませんので、選出までの間、星野保健福祉部長を仮議長として議事進行をさせていただきますので、御了解をお願いいたします。

#### ○仮議長（星野部長）

ただ今御紹介いただきました、保健福祉部長の星野でございます。皆様、本日はお忙しい中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。

会長が選出されておられませんので、それまでの間、私の方で仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは進行をさせていただきます。

議事に入ります前に、新任の委員もいらっしゃいますので、本懇話会の設置目的・役割等につきまして、改めて御説明をさせていただきます。

この懇話会につきましては、高齢化、少子化等に対応した保健福祉施策の計画的かつ総合的な推進につきまして広く皆様方の御意見を頂くため、平成9年度に設置をしたものでございます。

これまで、平成10年度における「市原市障害者基本計画」及び「ちはらエンゼルプラン」の策定に始まり、「第2次、第3次、第4次市原市高齢者保健福祉計画」、これは介護保険事業計画を包含するものでございます。その計画の策定、また「第2次市原市障がい者基本計画」及び「市原市障害福祉計画」の策定、さらには、「市原市次世代育成支援行動計画」、「健康ちはら21」及び「市原市地域福祉計画」の策定等にあたり、委員の皆様から御意見・御提言等をいただき、それらを計画策定に反映させてきたところでございます。

平成20年度におきましては、「高齢者保健福祉計画」、介護保険事業計画を含むものでございます。それや「次世代育成支援行動計画」をはじめとする諸施策等への御意見等をいただき、施策展開及び計画策定への反映に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題の1の「会長及び副会長の選出について」でございますが、市原市保健福祉懇話会設置要綱第5条第1項に基づき、委員の互選により会長及び副会長の選出をお願い申し上げます。

皆様の御推薦をいただきたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

自薦、他薦は問いません。いかがでしょうか。

会長、副会長どなたかにお願いしたいということで、是非とも御発言をお願いしたいと

思います。

○林委員

推薦ではどうでしょうか。

○仮議長（星野部長）

ただ今、林委員から推薦という御提案がございましたが、いかがでしょうか。

《異議なし》

では、異議はないということで、どなたか推薦ということで、会長、副会長の推薦をお願いいたします。

○林委員

では、会長に社会福祉協議会の潤間さんを、副会長には町会長連合会の荒井さんを推薦いたします。

○仮議長（星野部長）

ありがとうございました。ただ今、林委員から、会長に潤間委員、副会長に荒井委員という推薦がございました。

この御提案に対しまして、皆様、御意見等お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

《異議なし》

○仮議長（星野部長）

ありがとうございます。異議なしという言葉いただきました。それでは、会長に潤間委員、副会長に荒井委員ということで選出されました。ありがとうございました。

それでは、潤間会長、荒井副会長には、会長席、副会長席の方に御移動いただければと思います。

私の役割はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（鹿島次長）

それではここで、ただ今、会長に選出されました潤間会長に、御挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

○潤間会長

簡単に進めさせていただきます。会長に選出されました潤間でございます。

要綱によりますと25名以内で、今23名の委員がいらっしゃいます。

18名の出席がございます。この委員で必要な事業を審議する平成20年度の保健福祉懇話会を進めていくこととなります。

先ほどありましたような市の保健福祉懇話会の役割といたしましては、平成9年に実施されてから、地域社会における自身の、心身ともに健全な、健康な幸せをかみしめ、そしてまた、福祉の、そういう意味からも、自身が心身ともに健康であれば、その幸せを感謝して、その思いやりと優しさを分けていく精神でやるという、それが地域社会における福祉の使命である。そういうふうに私、解釈しております。

今回、関係団体、関係者、また、行政機関、特に学識経験者がいらっしゃいます。

それぞれ専門の方でございまして、熱心な方でございますけれども、私自身も保健福祉に関する、特に地域社会に対する思いは、負けないつもりでおります。

また、荒井町会長連合会長が副会長としていらっしゃいますので、いろいろ調整していただけたと思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

#### ○事務局（鹿島次長）

潤間会長、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、荒井副会長に御挨拶をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

#### ○荒井副会長

副会長に選出されました荒井でございます。

御承知のとおり懇話会には保健福祉計画を審議する重要な役割がございます。

会長を助け、精一杯努力をさせていただきます。

どうぞひとつよろしく願いいたします。

#### ○事務局（鹿島次長）

荒井副会長、ありがとうございました。

それでは、これからの議事進行につきましては、懇話会設置要綱第6条の規定により、潤間会長にお願いいたします。

潤間会長、よろしく願いいたします。

#### ○潤間会長

それでは、お手元の懇話会次第に基づき、議事を進めてまいります。

本日の議題の2点目は、「市原市保健福祉懇話会設置要綱の改正について」でございます。

事務局からの説明をお願いします。

#### ○事務局（鹿島次長）

それでは、議題の「市原市保健福祉懇話会設置要綱の改正について」説明させていただきます。

懇話会設置要綱の新旧対照表を御覧ください。

改正カ所については、2点ございます。

1点目は、個別分野の計画等の策定につきまして、集中的、かつ、専門的に討議するため、必要に応じて、本懇話会の中に、各分野別に専門部会を設置できるよう改正いたしました。

それにつきましては、新たに第8条、第9条に規定いたしました。

この専門部会を設置する場合、本懇話会から委員を選出しまして、部会の座長は、委員の互選によるものとします。

また、必要に応じまして、本懇話会以外の方の出席も可能といたしました。

この専門部会における討議結果につきましては、本懇話会に御報告いただきまして、本懇話会からの御意見・御提言も併せていただくよう考えております。

なお、専門部会の事務局につきましては、市の分野別の担当課が務めることとしました。これにつきましては、第10条を改正いたしました。

2点目は、平成16年度に「健康いちほら21」、17年度に「地域福祉計画」につきまして、それぞれ懇話会から御意見を頂戴しているところですが、その両計画についても第2条において、他の諸計画と同様に、所掌事項として具体的に明記したことでございます。

これにつきましては、第2条第1号と第7号に追加いたしました。

以上でございます。

#### ○潤間会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明につきまして、御質問・御意見等がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、御質問・御意見等がないようですので、「市原市保健福祉懇話会設置要綱の改正について」は、以上をもって議事を終了してよろしいでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございました。異議なしとのことですので、議題の2点目につきましては、以上をもって議事を終了いたします。

次に、議題の3点目の「第5次市原市高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画）の策定に関する取り組み方針」について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（鶴岡高齢者支援課長）

資料の方でございますが、「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定について」を用いまして、計画策定に関する取り組み方針の概略を、説明させていただきます。

初めに計画策定の背景でございますが、既に皆様におかれましても充分御承知のとおり、我が国の少子高齢化は、現在急速に進んでいる状況にありまして、平成19年11月1日現在の総人口に占める65歳以上の人口割合、いわゆる「高齢化率」は21.7%に達していることとなります。

WHOの定義では既に「超高齢社会」の域にある状況でございます。

全国的に見れば、高齢化率が比較的低い本市においても、平成20年4月1日現在で18.9%となっておりまして、高齢化は着実に進んでいるところであります。

このような中で策定する本計画は、老人福祉法および介護保険法の規定に基づき、高齢化をめぐる様々な課題を踏まえたうえで、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度を、円滑に実施するための施策や目標を定めるものでございます。

また、計画の策定の趣旨ということでございますが、高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画は、それぞれ法において両者一体のものとして策定しなければならないとされていること、また、介護保険事業計画については介護保険法において3年を1期とする計画とすることが定められておりますことから、現行の計画の最終年度である本年度に、平成21年度から23年度を計画期間とする、「第5次市原市高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画）」を策定しようとするものであります。

また、3ページのイメージ図を御覧いただきたいと思いますが、本計画の位置づけにつきましては、千葉県の策定する「千葉県高齢者保健福祉計画」「千葉県地域ケア整備構想」との整合や調整、あるいは市の上位計画であります「市原市総合計画」「市原市地域福祉計画」の他、高齢者の保健福祉に関する様々な法令、計画、施策等との整合・連携を図っていくものでございます。

次に、計画の基本的な事項についてでございますけれども、4ページを御覧頂きたいと思っております。

計画期間につきましては先程御説明しましたとおり、介護保険法において介護保険事業計画の期間を「3年を1期」と定めておりますことから、高齢者保健福祉計画全体についてもこれに合わせ、平成21年度から23年度までの3カ年の計画といたします。

また、計画の構成につきましては、現時点では概ねこのような形となることを想定しているところであります。

次に、5ページを御覧頂きたいと思っております。計画の策定に係る取組方針としましては、「改訂市原市総合計画」の保健福祉分野における福祉政策課題である「地域で支えあう福祉施策の推進」を基本的課題としながら、国が第4期介護保険事業計画を、「第3期計画の策定に際して市町村及び都道府県が設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置付けという性格を有するものとして策定する」としていることから、引き続き介護予防（予防給付および地域支援事業）重視型システムの推進、地域密着型サービスや地域包括センターの整備、高齢者の健康づくり・元気づくり支援を、取組みの基本的方向として検討すると共に、「千葉県地域ケア整備構想」との整合を図りながら療養病床の再編を含んだ施設整備対応としていくこととしております。

次に、6ページをご覧頂きたいと思っております。

計画策定の体制についてですが、計画策定委員会につきましては、従来から本懇話会を策定委員会として位置付け、御審議をお願いしてきておりますところではありますが、より効率的、効果的な審議の点から、今回、本保健福祉懇話会に策定部会を設置していただきたいと考えております。

また、高齢者の保健福祉にかかる分野が非常に広範にわたることから、介護保険分野については、これまでと同様、既存の「市原市介護保険事業推進協議会」に、また、地域包



括支援センター及び地域密着型サービス事業所の整備に関する事項については、平成17年12月に設置した「市原市地域包括支援センター運営協議会」に、それぞれ専門的な見地からの御意見を頂いたうえで、本部会では、地域支援事業・一般施策についての検討とともに、これらの総合調整を図りながら、計画全体についての御審議をお願いいたしたいと考えております。

また、計画策定スケジュールでございますが、8ページを御覧頂きたいと思っております。

4月からとなっておりますので、翌年3月までに策定する予定となっております。

以上でございます。

#### ○潤間会長

よろしいですか。

鶴岡高齢者支援課長から第5次市原市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画の策定についての説明があったところですが、質問・意見等ございませんでしょうか。

積極的な御意見をいただきたいと思っております。

また、保健福祉部長補足等ございませんか。

#### ○事務局（星野部長）

今回、第5次市原市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画は平成21年度から23年度までのいわゆる3ヵ年計画でございますけれども、現状では、18、19、20の3ヵ年計画でございます。

実はこの計画の中で、市からの方針を受けまして、市原市でも地域密着型の施設サービスというものを進めてきたところでございます。

しかし、今、高齢者が増加してきている中で、俗にいう老人ホーム、また老健施設に入所を希望されている方がたくさんいらっしゃる。しかし、一方では市の供給である地域密着型、小規模特養、これがなかなか普及しない、そういう問題がございます。

これは、市原市だけではなくて、千葉県全体を見ても、大規模特養についてはやりたいという事業者は、意向を示してくれているわけですが、小規模特養については、いろいろな問題からなかなか手を挙げていただけないということ、相手がいるということで、我々が当初計画した内容については、大分現実からかけ離れてきているという現状でございます。

そのために、今回の新たな計画につきましては、その辺の見直しをまず充実してやっていかなければならないという実態がございます。

併せまして、もうすでに新聞等で御承知だとは思いますが、療養型病床のからみがございます。医療型につきましては元にもどってきたということがありますが、療養型、介護型については全般的に厳しいということがございます。

その療養型病床が廃止されたときに、受け皿はどうするのかということを考えたときに、今の現計画での地域密着型のホームの実績とすれば、自宅に対応せざるをえないという状況がもっとも出てくるという心配がございます。

そこで今回その辺の状況も見ていきながらですね、介護保険事業計画もまとめていかなければならない、そこがこの21年度から始まる介護保険事業計画の大きなポイントとな

るのではないかと考えているところです。

まあポイントということで、事務局としては説明申し上げましたけれども、まだまだ多くの問題とか、課題とかある、その辺も含めて洗い出した上で、やはりサービスに見合う保険事業を支えるためには、計画をきちんとしなければならないということで、じっくり語り合うというには時間がございませんけれども十分に議論して、よりよい計画となればと考えております。

今、介護老人福祉施設の待機者は、市原市の場合800人弱となっており、この数字はずっと変わっていない。増えているのはわずかです。

一方では、少子高齢化の中で核家族化が進み、御自宅で介護ができないという方がたくさんいらっしゃるわけですね。そのために国の方においては居宅サービスという大きなくくりの中で、介護をしていくような思想もございますけれども、そうは言っても、現実問題として、介護できないということが状況としてございますので、私どもの方といたしましては、施設サービスの方にも力を入れざるをえない。ただ問題は、施設サービスに力を入れるには保険料の方にも大きく影響してまいりますので、その辺もまた、議論しながら考えていくこととなります。

もっともっと介護保険の中でいい提案をいただければ、ありがたいと思っておりますけれども、決められた制度の枠の中でそれを動かしていくために、並大抵のことではいかないと考えております。我々といたしましては、できるだけ市民ニーズに徹したサービスの提供という形で、現実性のある計画をつくっていきたいと考えております。

#### ○潤間会長

ただ今、十分な説明をしていただきましたが、それについての御質問、御意見をいただきたいと思えます。

《特に質問なし》

#### ○事務局（星野部長）

先ほど、市原市における小規模特養の話をしていただきましたけれども、市原市の現状をご報告させていただきたいと思えます。

18、19、20の3カ年の現在の計画の中で、地域密着型、小規模特養、これは29人以下という小さな施設でございますけれども、やっていることは特別養護老人ホームと同じでそれが小型化しているだけでございますが、3施設といたしました。

しかし、現実に3カ年の中でできたのは、1カ所だけでした。2カ所については、途中でうまくいかなかった。また、募集しても手を挙げていただけなかったということでした。これは、千葉県全体の傾向ではございますけれども、そういう状況を反省材料としており、保険料もそれを勘案しているわけですから、創意工夫をして、次期の計画を考えていきたい。その特徴が今回の計画の中に盛り込まれていくということになります。

#### ○潤間会長

それでは、次に、本保健福祉懇話会に高齢者の策定部会を設置する件につきまして、事

務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（鶴岡高齢者支援課長）

先ほど説明させていただいた部会のメンバーにつきましては、本懇話会設置要綱の第9条第1項におきまして、会長が指名することとされておりますけれども、事務局としましては、高齢者の保健福祉に関わる分野から選出されている方を中心とした構成でお願いを致したいと考えております。

つきましては、僭越ではございますけれども、安藤委員、長谷川委員、小出委員、大野委員、井口委員、志村委員、荒井委員、宮内委員、大日向委員、竹原委員、近江委員の11名の方をお願いを致したいと考えております。

委員の皆様につきましては、公私とも御多忙でいらっしゃることは充分承知いたしておりますが、何卒御協力をいただけますようお願いいたしたいと存じます。

なお、部会につきましては9月下旬から翌年1月までの間に4回程度お願いいたしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

また、部会において御審議いただいた案件につきましては、翌年3月になるとは思いますが、本懇話会において御報告いたしたいと考えております。

以上でございます。

○潤間会長

委員についての考え方ですね。この会議の中で決めますか。それとも、委員については後ほど改めてといたしますか。

○事務局（鶴岡高齢者支援課長）

この場で決めていきたいと思えます。

○潤間会長

それでは、御推薦いただいた委員11名の皆さん、御承認いただきたいと思います。

《異議なし》

○潤間会長

皆さん御多忙と存じますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

以上をもちまして、「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定について」は、議事を終了してよろしいですか。

○事務局（柄沢高齢者支援課Gリーダー）

この11名の中から、高齢者保健福祉専門部会の座長について決めていただくようお願いいたします。

○潤間会長

欠席者が3名いらっしゃいますが、この場で決めてもよいですか。

○事務局（鶴岡高齢者支援課長）

お願いいたします。

○潤間会長

安藤委員・長谷川委員・小出委員・大野委員・井口委員・志村委員・荒井委員・宮内委員・大日向委員・竹原委員・近江委員の中からということになりますか。

○事務局（鶴岡高齢者支援課長）

この11名の中から、選ぶこととなりますが、事務局の方からお願いをいたしますか、それとも互選で、座長さんを決めていただくようお願いいたします。

○潤間会長

まず、委員の方から意見を聞いてみます。

時間をかけてもいけませんから、座長の方を、委員の互選で決めていきたいと思えます。

○長谷川委員

座長にですね、帝京平成大学の竹原委員にお願いしたいと思えます。

○事務局（鶴岡高齢者支援課長）

今、長谷川委員の方から、座長に帝京平成大学の竹原委員という御意見がありましたかどうか。

《異議なし》

○潤間会長

それでは、高齢者保健福祉計画策定部会の座長は竹原厚三郎委員にお願いいたします。

○潤間会長

次に、議題の4点目の「民間保育所設置運営者の選定」であります。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤本保育課長）

私の方から「民間保育所設置運営者の選定」について、御説明させていただきます。

まず、市原市の保育行政の現状とこれまでの経過につきまして、説明させていただきますが、本市におきましては、現在、17カ所の公立保育所と3カ所の一般保育所、いわゆる民間保育所で児童を受け入れております。

保育所の整備状況につきましては、平成15年4月にちはら台保育園、定員180人、

平成16年11月に杏保育園、定員162人が民間の保育園として開設されているところです。

平成19年度末時点での保育所入所人数につきましては、2,167人ではありますが、待機児童、いわゆる入所申込をしても保育所に入所できず待機をしている児童は、270人を超えており、この解消策が市の保育行政として喫緊の課題となっております。

こうした状況の中で、今年度を初年度とする「市原市実施計画」では、民間の保育所を誘致・建設し、待機児童を解消する内容が位置づけられました。

この民間保育所の整備事業につきましては、7月までに市内部におきまして、募集条件等を整理しまして、8月1日の広報いちほら及び市原市役所のホームページで募集記事を掲載させていただきました。また、8月11日に民間保育所設置運営者募集説明会を開催したところでございます。

次に、民間保育所設置運営者の募集について、御説明をいたします。

まず、保育所を整備していく対象地域でございますが、「五井周辺地域」と「市津ちはら台周辺地域」の2つの地域で、それぞれ1カ所ずつ設置運営しようとする事業者を決定し、整備するものです。

対象地域のおおよその位置につきましては、お手元の地図を御参照いただきたいと思います。白黒で大変申し訳ないのですが、「五井周辺地域」について、簡単に御説明しますと、主に五井支所の近くになります。その中で、館山自動車道と工業地帯に挟まれた地域になります。続きまして、「市津ちはら台周辺地域」でございますが、市津支所の近く、潤井戸工業団地のあたり、ちはら台支所の近くを囲む地域になります。

募集の条件につきましては、用地ですが、設置する法人が用意することになります。

応募資格につきましては、社会福祉法人等の資格を持っている者とします。

申し込み期間は、9月22日までとしており、申し込み期間終了後、庁内選考委員会により、申請書類の審査及びヒアリング等を行い、選考を行ってまいります。

本日は、この保育所運営事業者を選定する選考基準（案）を委員の皆様へ御説明し、皆様から御意見等をいただきたいと思いますと考えております。そして、この御意見等を踏まえ、市として選定基準を決定し、選考委員会において事業者を決定しようとするものでございます。

それでは、民間保育所選定基準（案）につきまして、資料に沿って上から順に御説明をいたします。

まず、保育所運営能力について、運営者が児童福祉事業の推進に熱意と理解をもっているかを判断の基準といたしたいと思います。

認可保育所、社会福祉事業等の経営経験の有無についてでございますが、申請者が他に認可保育所を経営したり、社会福祉事業、幼稚園等を行っているかを判断の基準といたしたいと思います。

③の施設長及び職員の適正配置、候補者は、千葉県の指針に合致したものか。また、職員の配置も千葉県の指針に合致したものか。その他、主任保育士、栄養士、看護師の設置に対し、どのような考え方を持っているかということになります。

年間運営予算の妥当性でございますが、保育所を運営するにあたって必要な経費とか収

入とかを熟知して、適正な年間予算が作成されているかということでございます。

保育所運営に係る提案内容でございますが、通常保育の保育内容、特別保育や給食等について、どのような考えを持っているかということでございます。

保健・安全管理についてでございますが、保育所内の看護師の配置、保健室の設置等や児童の安全管理、児童の事故防止に関する取り組みについて、どのような考えを持っているかということになります。

子育て支援については、子育て支援センターの運営内容、保護者に対する子育て支援策として、どのような考えを持っているかということになります。

④については、その他、アピールポイントとして評価すべき点があるかということになります。

3の建設用地についてでございますが、①早期事業着手の確実性については、所有関係、用途地域、隣接者調整との状況から、平成21年4月着工可能な土地かということになります。

②として、位置が保護者の利便性や交通の状況（道路状況、公共交通機関等）などから適正であるかということになります。

③の建設用地の面積及び形状については、環境、防災及び当該施設を運営する観点から適正な面積及び形状であるか。また、児童の安全確保等の観点から保育所運営に支障ないか。

続きまして、保育所の施設設備計画でございます。

児童福祉施設最低基準、千葉県の保育所設置認可等の基準に関する指針、こういった関係法令との整合性、保育所内各施設が児童福祉施設最低基準、保育所設置認可等の基準に関する指針等を順守したものであるかということになります。

施設・設備の設計配慮事項については、施設・設備の設計が、児童送迎駐車場、シックハウス、防犯対策、地震対策、風水害対策等に対し、どの程度配慮しているかということになります。

続きまして、保育所建設に係る資金計画となります。

事業費の適正計上という点で、必要な事業費を的確に計上しているかということになります。

財源内訳の適正性につきましては、建設等に必要な資金の財源内訳が適正であるかということになりますので、資金的に余裕があり、あるいは、工事費等の増大への対応が可能であるかということになります。

ただ今、選定基準の内容につきまして、御説明をさせていただきましたが、選定にあたりましては、それぞれの項目ごとに判定し、集計することになりますが、今後庁内の選考委員会で評価を定めまして、それぞれの地域での設置運営者を定めることを予定しているところでございます。

本日は皆様方には、この選定基準（案）について御意見をいただきたいと思っております。

今後のスケジュールについて、ここで御説明をさせていただきます。

先ほど、御説明をいたしました。8月11日に民間保育所設置運営者募集説明会を開催、申込期間は9月22日までにしております。

申込期間終了後10月から11月にかけて、庁内において3回程度選考委員会を開催いたしまして、申請書類の審査及びヒアリング等を行い、事業者の決定をしております。

保育所の設置運営事業者につきましては、11月から12月までには決定をする予定です。

その後、千葉県と社会福祉法人の設立等に向けた協議を開始し、順調に事務が進めば平成20年度中に運営事業者に社会福祉法人を設立していただきたいと考えております。

そして、21年度中に建設工事に入り、平成22年度当初に保育所を開催していただく予定でございます。

以上で内容の説明となりますが、評価基準（案）等を中心に皆様方のご意見等をいただければ幸いに存じます。

よろしく願いいたします。

○潤間会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、藤本保育課長から民間保育所設置運営者の選定基準について、細部の説明がありました。非常に少子高齢化の状況において、特に運営者の選定基準ということで、保育所の運営能力、施設整備計画、資金計画、いろいろ条件がございますが、そういう点を十分踏まえまして、あくまでも事務局案でございますので、ご質問・意見等ございませんでしょうか。

《意見無し》

○潤間会長

いかがでしょうか。

突然の指名で恐縮ですが、市原市私立幼稚園協会の切替委員、何か御意見ございませんでしょうか。

○切替委員

幼稚園と保育所は、かなりものが違いますので、すいません。

○櫻井委員

よろしいでしょうか。

質問なのですが、自主財源のことなのですが、平成15年のちはら台保育所ができたときにも懇話会委員として提言したのですが、私、保育士を12年間やっていた経験がありまして、現場で働く者として、定員150名というのは多すぎませんか。

市原市の広域性ということを考えれば、90名から120名くらいの方がいいんじゃないかと以前にもお話したことがありました。その時は待機児童の解消に努めるためということで伺いましたが、90名から120名というのは、一気に子ども達の名前も覚えられ

るし、安全面を考えてもとてもいい人数だと思っております。

多くても120名の規模のものがいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○潤間会長

櫻井委員の質問について、事務局、どうでしょうか。

○事務局（藤本保育課長）

ただ今の御質問についてでございますが、90名から120名という保育所の規模ということについては、そういう意見もあろうかと思えます。

ただ、活動規模について、現在の市の考え方として、やはり現待機者の解消を図りたいということになります。

財源の関係もありまして、難しい問題でございます。

国の基準等に合致した中で、細かく何か所もというよりも、新築としてはまとめたたいと考えております。

○櫻井委員

現場の意見としては、子ども達をみるということは、色々な問題がある、児童施設でも多いですね、色々な人が入ってきたりとか、安全を確保するというのが大変難しい時代になってきています。

国の基準や運営等の問題があるとは思いますが、下の方から上に上がっていく意見もあっていいとは思いますが、頭の中に少しでも残していただけたらと思えます。

○潤間会長

今の櫻井委員からの質問・意見ありがとうございました。

下の方から、現場からの意見というのは、やはり重要だと思うんですね。その辺は十分に残してほしいと思えます。

他にまだある人は。よろしいでしょうか。池田委員どうぞ。

○池田委員

はい、民間保育所について、確認しておきたいことがあるのですが、この五井周辺の待機児童及び市津・ちはら台地区の待機児童なんですが、他の学区と違いますか、市の他の地区の公立の保育所に通うことはできないのでしょうか。

○事務局（藤本保育課長）

ただ今のご質問について、保育所の入所につきましては、申請者の方が市内のどの保育所ということで希望されても自由ということで、申し込みをされておりますので、だいたい地元の保育所を選んでいるということです。



○池田委員

保育士の数は足りているのでしょうか。

○事務局（藤本保育課長）

保育士におきましては、1人の保育士がみれる子どもの数というのが決まっております。その点を鑑みながら、保育士の確保をしているところですが、現在、保育士が非常に集まりにくい状況になっております。

その点につきましては、市といたしましても、広報紙、あるいは町会回覧等を通じまして、地域の方を通じまして、なるべく保育士を集め、待機児童の解消に努めているところです。

○池田委員

新しい保育所を建設するということには、地域にも関わってくると思うんですけども、今、私の地区では人が非常に少ないです。空いている部屋もたくさんあります。朝送り迎えをするとか、そういう費用の面で、新しい地区の建設というよりは、今ある既存のものを活かすというような、保育士の数が整うようであれば、朝送り迎えをするとかの何らかの方法で受け皿をつくっていけば、多少なりとも、今少ない園児のところも増えてきて、活性化をしていくということになると思います。

今回の基準とは離れたお話ではありますが、一応その点だけ申し上げておきたいと思えます。ありがとうございました。

○潤間会長

要望ということでよろしいでしょうか。

○池田委員

はい、要望です。

○潤間会長

受け皿という点に関して、保育所保護者会という現場の声ということでございます。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上、民間保育所の運営者の選定について、御説明いただきまして、御意見をいただきましたが、これで終了させていただいてよろしいでしょうか。

《意見無し》

○潤間会長

それでは、「その他」について何かありましたら、お願いいたします。

○事務局（鹿島次長）

事務局の方でその他で特に予定はしておりませんので、委員の皆様、何かございますか。

○林委員

今日の懇話会の名簿について、18名になっておりますので、委員は18名だと思っておりましたが、あと5名の方がいらっしゃるということを知りました。

いつも名簿は全員の名簿があったと思いましたがどういふことでしょうか。

○事務局（鹿島次長）

その点につきましては、手違いがございまして、全員のものを後日お配りさせていただきたいと思っておりますので御了承をいただきたいと思っております。

○林委員

はい、分かりました。

○潤間会長

25名以内ということですから、やはり全員分を用意していただくということで、お願いいたします。

○事務局（鹿島次長）

分かりました。その他に何かございますでしょうか。

それでは長時間にわたりまして、御審議いただき、誠にありがとうございます。

潤間会長、議事進行ありがとうございます。

議事録についてでございますが、事務局にて作成させていただきまして、あらかじめ会長が指名した委員2名による承認を得た後、皆様に配布させていただきますので、少しお時間を頂戴いたします。

なお、会長の指名につきましては、本懇話会の設置当初から委員の方の「50音順に2名ずつ」としておりますことから、その慣例で、今回は斉藤富士夫委員、櫻井明美委員にお願いいたします。

○潤間会長

傍聴人の方、本日は長時間にわたり、ありがとうございます。

是非また御出席ください。ありがとうございます。

○事務局（鹿島次長）

以上をもちまして、平成20年度第1回保健福祉懇話会を終了させていただきます。

ありがとうございました。